

# R3事業継続支援給付金給付事業 【第4期】

商工観光部商工振興課

事業費：114,913千円

(A+B)

## 事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施し、現在も第3期の給付事業を実施しているところである。
- また、8月上旬には東京都外5府県に緊急事態宣言、14道府県にまん延防止等重点措置が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、本県においても8月6日にステージⅢに引き上げられていた感染拡大の警戒基準が、8月13日にはステージⅣに引き上げられ、鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、8月16日から8月29日までの2週間、本市の飲食店等に営業時間短縮要請が行われた。
- 8月17日の本県に対する国の「まん延防止等重点措置」の適用の決定に伴う、8月20日から9月12日までの本市への措置区域の指定は解除となり、酒類の提供禁止・大規模集客施設の営業時間短縮要請は解除となったが、飲食店等への営業時間短縮要請は、引き続き、9月13日から9月30日までの18日間で再延長された。
- 首都圏の長期間に渡る緊急事態宣言や本県への「まん延防止等重点措置」の適用に伴う県外との往来自粛要請等や県による飲食店への営業時間短縮要請により、様々な業種の事業者の売上が大きく減少するなど、市内事業者は、更に厳しい経営状況に置かれている。

## 事業の概要

新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う本県への「まん延防止等重点措置」の適用による外出自粛や営業時間短縮要請の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

- 【対象者】 市内に事業所がある中小企業者等（農林水産業を含む。） 1,300事業者  
ただし、鹿児島県営業時間短縮要請協力金の対象となる飲食店、市のタクシー事業者等・飲食店取引事業者向けに実施した事業継続支援給付金の給付を受けた事業者を除く。
- 【給付要件】 ① 令和3年7月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。  
② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年7月、8月又は9月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同月等に比して20%以上減少していること。  
③ 事業所得を申告していること。  
④ 令和元年又は令和2年に市税を納付していること。 等
- 【給付金額】 112,250千円 A（負担金補助及び交付金）  
法人（390事業者）：一律10万円 個人事業主（910事業者）：一律5万円  
★減少率が70%以上の事業者には、法人一律10万円、個人事業主一律5万円を上乗せ
- 【申請開始】 令和3年10月下旬予定
- 【事務費】 2,663千円 B（報酬、職員手当等、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料）